

保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="181 284 943 316">- 1 - 2 少額短期保険業者の監督にあたっての基本的考え方</p> <p data-bbox="591 357 663 389">(略)</p> <p data-bbox="147 430 365 462">(1)~(3) (略)</p> <p data-bbox="147 504 607 536">(4)効率的・効果的な監督事務の確保</p> <p data-bbox="159 539 1111 751">監督当局及び少額短期保険業者双方の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、少額短期保険業者に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p>	<p data-bbox="1173 284 1935 316">- 1 - 2 少額短期保険業者の監督にあたっての基本的考え方</p> <p data-bbox="1588 357 1659 389">(略)</p> <p data-bbox="1144 430 1361 462">(1)~(3) (略)</p> <p data-bbox="1144 504 1603 536">(4)効率的・効果的な監督事務の確保</p> <p data-bbox="1155 539 2107 751">監督当局及び少額短期保険業者双方の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、少額短期保険業者に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p data-bbox="1155 754 2107 863"><u>既報告や資料提出等については、少額短期保険業者の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、少額短期保険業者の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。</u></p>